

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月30日（水）午後3時03分から午前3時34分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（15人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
職務代理者	14番	本田友治
	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員（3人）

職務代理者	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
	17番	内田孝光

5. 出席推進委員（14人）

中面千代志
宮本貞義
吉田寛実
中西芳裕
石田雄一
有村敏之
吉田友彦
橋本一郎
林田孝介
増田武夫
宮崎 潔
田崎千明
長井三規
黒田浩一郎

6. 議事日程

- 第1 議案第32号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第33号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第34号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第35号 農地法第5条（大臣）について
- 第5 議案第36号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第37号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農地利用集積計画の公告）について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
局次長兼係長	山本康博
参事	橋本周斉
参事	泉 正裕
主事	桑野 直

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。
農業委員会の総会を始めさせていただきます。
着座にて御説明致します。
今回もですね、前回同様、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、国、県が示した新しい生活様式を用いて、総会の開催に関し注意事項を申し上げます。
御発言につきましては、会場内、1箇所、あちらマイクスタンドがありますが、あちらの方で発言していただきます。
総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭に発言していただきますよう、よろしくお願ひします。
以上、委員の皆様には御不便をおかけいたしますけれども、御理解と御協力をお願い致します。
それでは、ただ今から9月の総会を開会したいと思います。
本日は、中村和人委員、内田孝光委員、杉本秀雄委員からは欠席の連絡が入っております。
本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、局長からもお話がありました通り、県内における新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、9月22日からのリスクレベルは、レベル3警報に、熊本県は引き下げられておりますが、まだまだ予断を許さない状況下にあります。
農業委員並びに農地利用再生化推進委員さんの皆さん方におかれましては、感染拡大しないよう、十分留意していただきますことをお願ひ致します。

また、秋の取り入れ等仕事に非常に忙しい時期にまいりましたが、健康に注意されていただきますことをお願い致します。

それでは、ただ今より9月の農業委員会総会を始めます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

4番 萩本一浩委員、5番 平野英明委員にお願い致します。

それでは議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしく申し上げます。

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第32号農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページのとおり付議致します。

今月の所有権移転申請は、贈与が1件、売買による取得が1件ありました。地目は田1,881平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。御審議方、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、金剛、お願いします。

推進委員

金剛の石田です。1番について説明致します。

25日、内田委員さんと現地調査を行いました。場所は、敷川内町国道3号線を高速道路南インター出口から日奈久方面△△△△メートル行った所の○○○○○○○○○○のすぐ隣北側です。

譲り受けをされます○○さんは、新規就農事業を受けられ5年目で、カラーを栽培されております。譲渡人の○○さんは、実のお父さんで、体調面の心配もあり、所有権の移転を希望されました。

譲り受けをされます○○さんは、農業に対し前向きであり、低コスト農業を目指し経営されており、地元としても刺激を受けており、何ら問題ないと思います。御審議方お願い致します。

議長

2番、東陽、お願いします。

推進委員

東陽校区の黒田です。申請番号2番について御説明致します。

9月25日、中野委員さんと現地調査を行い、譲受人は、この土地を賃貸契約で耕作しておられましたが、今回所有権移転の協議が整い、今回の申請に至りました。何ら問題はないと思われまますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第33号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第33号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書2ページのとおりに付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

事務局からは、農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、新八代駅から概ね500メートル以内に位置する農地のため、第2種農地に区分されますが、土地の代替性については検討済みであることから、許可は可能と考えます。

次に、一般基準についても、農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、許可は可能と考えます。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

10番

太田郷の田口です。1番について説明を致します。

9月27日に渡邊委員と現地調査を致しました。場所は、〇〇〇〇〇の西隣になります。南は排水路、北は道路、そして東は宅地、道、水路を隔てて〇〇〇〇〇となっております。西は田んぼとなっております、地元委員としては問題ないと考えております。

皆さん方の審議をよろしくお願い致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから6ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が14件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番及び2番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替性については検討済みであることから、許可は可能と考えます。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、3番から4ページは全部、5ページの10番までの案件は、用途地域内の農地であるため第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

なお、4ページの5番、5ページの9番の案件は、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、11番の案件は、八代市千丁支所から概ね500メートル以内に位置する農地のため、第1種農地に区分されます。土地選定の代替性については検討済みであることから、許可は可能と考えます。

次に、12番の案件は、八代市鏡支所から概ね300メートル以内に位置する農地のため、第3種農地に区分され、許可は可能と考えます。

6ページをお願いします。

最後に13番及び14番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代

	<p>替性については検討済みであることから、許可は可能と考えます。</p> <p>次に、一般基準について説明致します。</p> <p>農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と考えます。</p> <p>それでは、御審議方よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1番から3番、八千把、お願いします。</p>
推進委員	<p>八千把担当の中面です。申請番号1番から3番について説明します。</p> <p>1番、2番は、同じ敷地内なので一緒に説明します。場所的には海士江町の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南側に当たり、周りが住宅地で現況造成してある農地で、1番はその敷地内に排水のためU字溝が埋設されており、その場所が無断転用であったため今度の申請となりました。</p> <p>2番は、同じ敷地内に個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題がないと思います。</p> <p>3番は、場所的には田中町の〇〇〇〇〇〇の△△△メートル東側に当たり、現況造成して果樹を植えてある農地で、ここに個人住宅を建築しても何ら問題がないと思います。審議をお願いします。</p>
議 長	<p>4番、代陽・太田郷、お願いします。</p>
10番	<p>4番について説明を致します。太田郷の田口です。</p> <p>27日に渡邊委員と現地調査を致しました。場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のすぐ近くです。三方が宅地、そして南側が店舗で、その周辺も宅地となっており、問題がないと思います。ここは資材置き場ということで、譲受人のすぐ敷地の隣に当たりますので、何ら問題がないと考えております。審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>5番、6番、7番、植柳・麦島校区、お願いします。</p>
推進委員	<p>植柳・麦島担当の吉田です。5番、6番、7番について説明致します。</p> <p>9月28日、農業委員中村さんと現地調査を行いました。</p> <p>5番について説明致しますが、申請地は植柳新町一丁目、南部幹線より東へ△△メートル位の市道に隣接し、周囲は住宅に囲まれています。ここに1区画宅地を分譲したいとのことです。</p>

続いて6番ですけど、6番も同じく植柳新町の二丁目になります。南部幹線より東へ約△△△メートル位の交差点、角地になっています。ここに個人住宅を建設したいとのことです。

続きまして、7番について説明致します。

申請地は記載のとおり、大福寺町○○○○○○南側約△△△メートル位で、北側、西側、南側に市道が通っております。ここに3区画の宅地分譲をしたいとのことで、問題はないとは思いますが、審議方よろしくをお願いします。

議 長

8番、高田、お願いします。

推進委員

高田担当の中西です。8番、9番、10番について説明致します。

9月25日に高野委員さんと、3件の申請地の確認を行いました。

8番の申請地の場所は、豊原下町、○○○○○○から東に△△△メートル位の所にある農地で、周りに住宅が立ち並んでおり、譲渡人の○○さんの農地だけが残っている状況で、今回、譲受人である○○○○○○○○の○○さんが、申請地を取得されて、資材置き場として利用されたいとのことです。何ら問題ないと思われず。

次に、9番ですが、場所は、豊原下町国道3号線沿い○○○○○○○○の斜め前の道向かいにある土地で、昭和59年頃に無断転用で○○○○○○の駐車場として使用され、店舗の撤退後は空き地となり現在に至っています。今回、譲受人である○○○○○○の○○さんが、会社の事業用地が手狭になったためすぐ近くの申請地を取得されて、従業員の駐車場として利用されたいとのことで、何ら問題ないと思われず。

次に、10番ですが、場所は奈良木町○○○○○○から東に△△△メートル程の所にある農地で、周りには個人住宅が立ち並び、現在、借家住まいである譲受人の○○さんが申請地を取得されて住宅を建築されたいとのことで、周りに農地等もなく、何ら問題ないと思われず。御審議方よろしくをお願いします。

議 長

11番、千丁、お願いします。

推進委員

千丁町の松田です。11番について説明致します。

28日、深田委員、推進委員3名で現地を確認致しました。

申請地は、千丁町新牟田、市役所千丁支所東側△△△メートルにあり、小中学校などもあり、近く譲受人が譲渡人の土地を買い受け、建売住宅を計画されたいとのことです。御審議方よろしくお願い致します。

議 長

12番、鏡、お願いします。

推進委員

鏡担当の田崎です。申請番号順番で、説明をします。

9月27日現地確認にまいりました。場所は、鏡支所北西約△△△メートルの所です。受人は〇〇を営んでおりまして、その事務所として利用したいということでした。北側、南側とも住宅が建ってしまして何ら問題はないかと思ひます。御審議方よろしくお願ひします。

議 長

13番、鏡、お願ひします。

14番

鏡の本田です。13番について説明致します。

この案件は、場所的には鏡町両出、〇〇〇〇〇という〇〇〇がありまして、その東約△△△メートル位の申請地になります。

この土地は、まず祖父、祖母の土地になりますので、それを、まず父親に贈与して、その父親から使用貸借権を利用して住宅を建てたいとのこと。周辺は住宅が道沿いに建ってしまして、周りの農地に対しては、支障ないものと考えております。御審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議 長

14番、鏡、お願ひします。

推進委員

鏡町の長井です。14番について御説明致します。

去る9月27日、現地を確認してまいりました。申請地は、〇〇〇〇〇より西へ線路を挟みまして約△キロの地点にあります。両方、両脇は住宅に囲まれまして、ここに譲受人の〇〇さんが買い受けて、個人住宅を建てたいということでした。何ら問題はないと思われまふ。御審議よろしくお願ひします。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませぬか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第35号農地法第5条の規定による許可申請の大臣案件について、事務局より説明をお願ひします。

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。
ただし、この案件については、県の諮問会議に許可相当として進達します。

議案第36号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第36号農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）を、
議案書8ページから64ページのとおり付議致します。

今月は、貸借権設定が111件、面積は62万7,501.79平方メートル、所有
権移転が2件、面積は7,353平方メートルです。これら申請のあった案件につ
きましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、
譲渡所得の特別控除を受けられる優遇措置が取られますので、農地としての売買の相
談があった場合は事務局にお尋ねいただきますようお願いいたします。

来月10月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、10月13日火曜日を予定
しています。現時点で関係する地区は、高小原町、鏡町下村の予定です。地区の担当
委員さんへは農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしく願い
いたします。

以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定す
ることと致します。

議案第37号、農地中間管理機構等による農地利用集積計画について、事務局より
説明をお願いします。

事務局

議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理
権の取得、農用地利用集積計画を、議案書65ページから66ページのとおり付議致
します。

今月の農地中間管理権の取得は、貸借権設定が3件、面積は2万1,186平方メ
ートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件に該当すると判断されます。

議案第37号の説明につきましては、以上です。

議 長

ただ今事務局から説明がありましたが、皆さん何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は許可不要転用届並びに農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告します。

これを持ちまして、9月の八代市農業委員会を閉会致します。皆様お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名押印する。

令和2年9月30日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____